

請 願 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	6	受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 31 日
件 名	北区杉阪地域における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定		
要 旨	<p>北区中川学区の杉阪地区は、四方を山に囲まれた30軒足らずの集落である。この地域は、古くから北山杉の産地であるが、近年の需要低迷により林業で生計を立てることが非常に困難な状況になっている。そうした中で、山を手放さざるを得ない山主も生まれてきている。</p> <p>そうした杉阪の山地に、数年前から事業者が建設残土を運び込んでいる状態が続いており、令和3年10月の京都市会まちづくり委員会においても、北部山間地域における建設残土等に関する指導強化の陳情が審査されたところである。</p> <p>近年の災害の激甚化や、一昨年7月に熱海市で発生した土砂災害など、地域住民は土砂の埋立てに対して非常に強い危機感を持っている。</p> <p>本年5月26日には、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。法律に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として京都市が指定していくこととなる。</p> <p>については、北区杉阪地域における住民の安全を守るため、中川学区を流れる杉阪川、真弓川、池ノ谷川の上流域も調査を行い、災害が及ぼす影響を考慮のうえ、中川学区を広く規制区域に指定することを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	山本 恵一、谷口みゆき、兵藤しんいち、片桐 直哉		
付 託 委 員 会	まちづくり委員会		